

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	中北建設事務所
契約締結年月日	令和5年9月21日
契約者名	山梨県造園建設業協同組合
契約名	緑が丘スポーツ公園 ナラ枯れ被害調査業務委託
契約金額 (税込み)	1,892,000円
随意契約理由	<p>緑が丘スポーツ公園体育館西側の山林エリアには、湯村山へ接続する遊歩道（園路）が設置されており、散策を目的として利用されているが、当該エリアに植生するナラ類においてナラ枯れ(※)が確認され被害が拡大している。</p> <p>このため、公園利用者の安全確保及び良好な利用環境の確保を目的とした防除の実施が急務であり、本業務は、これに必要となる被害状況の実態把握調査及び対策方針検討を行うものである。</p> <p>調査は、葉の色味や、幹から発生している木くず等の状況を目視により確認する方法を用いるが、専門的知識を有した技術者による判断が必要であり、さらに目視確認が容易な紅葉シーズン前（概ね10月上旬頃）までに完了させる必要がある。</p> <p>このため受託者は、広域にわたる範囲を短期間で調査完了させるとともに公園管理上適切な対策方針を提案できる専門技術者を即時に提供できる者である必要がある。</p> <p>山梨県造園建設業協同組合は、県内都市公園等の樹木に精通した造園業者により構成された団体であり、林政部から緑の相談所事業（病虫害防除に関する相談対応業務）を受託するとともに、組合員において複数の樹木医を有していることから、上記条件を満たす唯一の者である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第二号の規定により山梨県造園建設業協同組合を契約相手方とした随意契約とする。</p> <p>※カシノナガキクイムシが媒介する「ナラ菌」によってナラ類、シイ・カン類に起こる伝染病</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第二号